振動規制法に基づく特定施設設置届出について

1	届出の 必要な 場合	指定地域内において工場又は事業場に初めて特定施設を設置しようとする場合 指定地域とは都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域として定められた区域(工業専用地域を除く)指定地域外に特定施設を設置する場合、京都府環境を守り育てる条例の届出が必要になります。
2	届出を 行う者	工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者 法人の場合には、原則として、本社の所在地・代表者の氏名を記入してください。
3	届出書類	 ①様式第1による特定施設設置届出書(別紙1参照) ②別紙 振動の防止の方法(別紙2参照) ③付近の見取図(別紙3参照) ④特定施設の配置図(別紙4参照) ○ 特定施設の配置及び施設番号を記入してください。 ○ 特定施設から最短の敷地境界までの距離を記入してください。 ○ 特定施設を設置する全ての階の平面図を添付してください。 ○ 特定施設を建物の2階以上に設置する場合は,可能な限り立面図を添付してください。 ⑤振動の防止の方法 ○ ②別紙 振動の防止の方法の枠内に記入しきれない場合に添付してください。 ○ 可能な限り、設置する特定施設の仕様書、カタログ等を添付してください。
4	届出部数	3部 ○ 1部は届出受理後に返却します。
5	届出期限	その特定施設の設置の工事着手日の 30 日前まで (期日厳守) ○ 届出日及び工事着手日は算入しません。
6	罰則	届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、罰則の適用を受けることがあります。
7	届出先 及び 問合せ先	 ○工場又は事業場の所在地が北区、上京区、左京区、中京区、右京区の場合 京都市環境政策局環境企画部北部環境共生センター 京都市左京区松ケ崎堂ノ上町7番地の2 左京区総合庁舎2階 TEL:075-701-9800 FAX:075-701-9810 ○工場又は事業場の所在地が東山区、山科区、下京区、南区、西京区、伏見区の場合 京都市環境政策局環境企画部南部環境共生センター 京都市南区西九条森本町62-1 TEL:075-671-0511 FAX:075-671-0322

騒音•振動関係特定施設対象表

法・条例	昭和 45 年 6 月 1 日施行				振 動 規 制 法		京都府環境を守り育てる条例(振動)	
						153年3月1日施行		
施設分類	特定施設名	条件等	特定施設名	条件等	特定施設名	条件等	特定施設名	条件等
_		_	(1) 騒音規制法施行令(昭和43年政	騒音規制法参照	_	_	(1) 振動規制法施行令(昭和51年政	振動規制法参照
			令第 324 号)別表第 1 に掲げる施設				令第 280 号)別表第 1 に掲げる施設	
	1 亻 圧延機械	22.5kW 以上	(2) 7 圧縮機械		1 イ液圧プレス	矯正プレスを除く	(2) 7 圧延機械	
金	p 製管機械		イベンディングマシン		ロ 機械プレス	11 01 1	イ液圧プレス	
属	ハ ベンディングマシン ニ 液圧プレス	□-ル式で 3.75kW 以上 矯正プレスを除く	り 液圧プレス ェ 機械プレス		ハ せん断機 ニ 鍛造機	1kw 以上	り せん断機 ェ ベンディングマシン	ロール式で 3.75kw 以上
	- 10/エ/ V / * * * * * * * * * * * * * * * * *	294 キロニュートン (加圧能力) 以上	オせん断機		ー 政スロイス ホ ワイヤーフォーミンク マシン	37.5kw 以上	T \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1-//式(0.79KW 以上
加	へせん断機	3.75kW 以上	カブラスト		4 711 74 37 37	57.8W XX		
工	ト 鍛造機	0.7011.7012	キ自動旋盤					
機	チ ワイヤーフォーミンク゛マシン		ク 高速切断機					
械	リ ブ゛ラスト	タンブラスト以外で密閉式を除く	ケ 平削機					
	ヌタンブラー		コ型削機					
	ル 切断機	といしを用いるもの	サ 研磨機	工具用を除く				
圧縮・	2 空気圧縮機及び送風機	7.5kw 以上	(3) 圧縮機	3.75kw 以上	2 圧縮機	7.5kw 以上	_	_
送風機			(4) 送風機	3.75kw 以上		= -1		
derivet-Lists	3 土石用又は鉱物用の破砕機、	7.5kw 以上	(5) 7 土石用又は鉱物用の破砕機、		3 土石用又は鉱物用の破砕機、	7.5kw 以上	(3) 7 土石用又は鉱物用の破砕機、	
粉砕幾	摩砕機、ふるい及び分級機		摩砕機、ふるい及び分級機		摩砕機、ふるい及び分級機		摩砕機、ふるい及び分級機	
644 AM 146 L A	a Coloh LCSC	医毛膜之田 . 才 .) 6	イ その他の用に供する粉砕機		A Cobel Lists	医乳腺之用, 4.1 6	イその他の用に供する粉砕機	
繊維機械	4 織機	原動機を用いるもの	(6) 撚糸機		4 織機	原動機を用いるもの		
建設用	5 イ コンクリートフ [°] ラント	気ほうコンクリートプラントを除き、	(7) ア コンクリートプ ラント		5 コンクリートフ・ロックマシン	合計 2.95kw 以上	(4) バッチャープラント	
資材製	man ilmo mil	混練容量 0.45m³以上	イ アスファルトプ ラント		コンクリート管、柱製造機械	合計 10kw 以上		
造機械	ロ アスファルトフ゜ラント	混練容量 200 kg以上		_			(*) \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	7 F1 D1 I
	6 穀物用製粉機	円式で7.5 kw 以上	-	<u> </u>			(5) 冷凍機	7.5kw 以上
木	7 イト、ラムハ、ーカー	0.051.00.1	(8) 7 fyn -	0.551 01.1		0.01		
木材	ロチッパー	2.25kW 以上	イ帯のこ盤	0.75kw 以上	ロ チッハ°ー	2.2kw 以上		
│ 깯	^ 砕木機 = 帯のこ盤	制井 15] 十丁 0 05] 以 [-	り丸のこ盤	0.75kw 以上			_	_
加工機	- 年のこ盤 ま 丸のこ盤	製材 15kw、木工 2.25kw 以上 製材 15kw、木工 2.25kw 以上	ェ かんな盤 オ 立のこ盤	0.75kw 以上 0.75kw 以上				
械	へ かんな盤	聚树 15kw、木上 2.25kw 以上 2.25kw 以上	4 立のこ盤	0.79KW 以上				
抄紙機	8 抄紙機	2.25KW 以上	_	_	_	_	_	_
印刷機械	9 印刷機械	原動機を用いるもの	_	_	7 印刷機械	2.2kw 以上		_
合成樹脂	10 合成樹脂用射出成形機	小野成で用いるもの	(9) 合成樹脂加工機械		8 ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	ルガコール機と外で30kw以上	_	_
加工機械	10 日风倒旭用剂 田风///		(3) 日)及(對)用力用工1效()及		9 合成樹脂用射出成形機	/W// FMJACK FC JUKW PKI.	_	_
<u> </u>	11 鋳型造型機	ジョルト式のもの	(10) 鋳型造型機		10 鋳型造型機	ジョルト式のもの	_	_
树王坦王悈	11 好生趋坐伐	1 3 1 1 1 TO S 60	(11) 遠心分離機	直径 1.2m 以上	10 好生趋生%	クヨルトだのもの	(6) 遠心分離機	直径 1.2m 以上
			(11) 及べい月南田及 (12) カーリンカ・タワー	0.75kw 以上			(7) ニューマチックハンマー	旦任 1.2111 以上
			(13) 重油バーナー	回転式・低圧空気式を除く			(8) コルケートマシン	
その他	_	_	(14) 工業用動力ミシン	3台以上	_	_	(9) 原石切断機	7.5kw 以上
CVAID			(15) ガラス研磨機	2 1 2 7			(O) //IN H 24 BYTIM	1.0KW ØL
			(16) ニューマチックハンマー					
			(17) コルケートマシン					
	* 計量単位の変更: H11.10.1 7	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(2)から(17)までに掲げる施設につい	・ ・ ては、(1)に掲げる施		i	(2)から(9)までに掲げる施設につい	 ては. (1)に掲げる施設を
備考	· 用里干四少久人·1111,10,17	· > > > 1 (18 + 17 00 1 ^)	設を含まないものとする。	1.27 (T)(-18)() 5 NE	_		含まないものとする。	100 (T)10191) O WEBY (F
L	1		Wellow Over 100		l .		H 22.24 O.5 C J.50	

騒音の規制基準

(昭和 61 年 4 月 1 日 京都市告示第 2 号) (平成 24 年 3 月 30 日 京都市告示第 455 号)

(単位:デシベル)

振動の規制基準

(昭和 61 年 4 月 1 日 京都市告示第 5 号) (平成 24 年 3 月 30 日 京都市告示第 456 号)

(単位:デシベル)

	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
区域の区分	第1種低層住居	第 1 種中高層住居	近隣商業地域	工業地域
	専用地域	専用地域	商業地域	
	第2種低層住居	第 2 種中高層住居	準工業地域	
	専用地域	専用地域		
	田園住居地域	第1種住居地域		
時間の区分		第2種住居地域		
		準住居地域		
昼間 午前8時から	4 5	5 0	6 5	7 0
午後 6 時まで	4 5	(45)	(60)	(65)
朝・夕 午前6時から				
午前8時まで	4 0	4 5	5 5	6 0
午後6時から	4 0	(40)	(50)	(55)
午後10時まで				
夜間 午後10時から	4.0	4.0	5 0	5 5
午前6時まで	4 0	4 0	(45)	(50)

	第1種区域	第2種区域
区域の区分	第1種低層住居専用地域	近隣商業地域
	第2種低層住居専用地域	商業地域
	第1種中高層住居専用地域	準工業地域
	第2種中高層住居専用地域	工業地域
	第1種住居地域	
時間の区分	第2種住居地域	
	準住居地域	
	田園住居地域	
昼間 午前8時から	6 0	6 5
午後7時まで	(55)	(60)
夜間 午後7時から	5 5	6 0
午前8時まで	J J	(55)

備考

- 1 学校、保育園、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内においては() 内の数値です。
- 2 基準値は、工場・事業場の敷地境界線の値です。騒音規制法、振動規制法及び京都府環境を守り育てる条例とも同じ基準値です。

記入例

様式第1 (第4条関係)

特定施設設置届出書

令和○○年○○月○○日

(あて先) 京都市長

自宅住所又は、法人の場合は 登記簿上の本社所在地を記 入してください。

を記入してください。

~届 出 者 所 在 地 **○○府○○市○○区○○町**○○

フリガナ

キョウト

名 称 株式会社 京都

フリガナ 代表者氏名 キョウト タロウ

フリガナ

代表取締役 京都 太郎

キョウト シ゛ロウ 施設課 京都 次郎

担当者職氏名

電話(000)000-0000

本届出の担当者の職氏名及び連絡先 電話番号を記入してください。

工場等の名称ではなく法人の名称

振動規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社京都	御池工場	※ 整 理	里番号			
工場又は事業場の所在地	京都市〇〇区	※受理年月日 令和			年	月 日	
工場又は事業場の事業内容 〇〇製造業			※ 施 設 番 号				
常時使用する従業員数	100 人	· ·		※審查結果			
振動の防止の方法	別紙のとおり	0	※ 備	考			
特定施設の種類	型式	公称能力	数		始 時 刻 ・分)	使 用 終 (時	了 時 刻 • 分)
1-ロ 機械プレス	0	294 kN	1 8:00		18:00		
2 圧縮機	00	7. 5 kW	1	8	:00	18:	:00

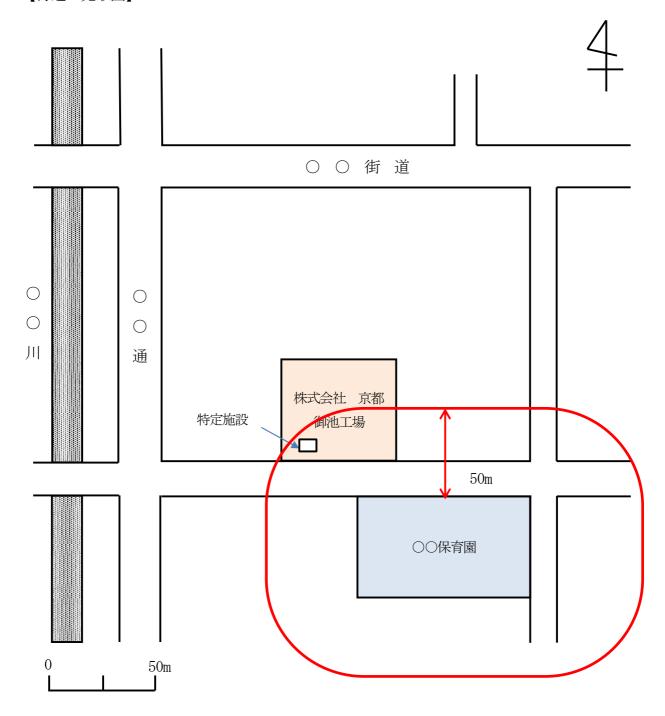
- 備考1 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細 分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 - 2 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、吊基礎、直接支持基礎(板 ばね、コイルばね等を使用するもの)、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする 措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

別紙 振動の防止の方法

7.1	日立い事業性	ヨシァエ	シリナ フ				
施	易又は事業場 設	がによ 番	oりる 号	A-1	B-1		
ル也	叹	田	ク				
				機械プレス	圧縮機		
名	称 •	型	式	○○社製	○○社製		
				型式〇〇	型式〇〇		
能			力	294 kN	7. 5 kW		
						設置届の場合	
						は記入しない	
設	置年	月	日 _	年 月 日	年 月 日	年月日	年 月 日
着	手予定年	F 月	日	令和○年○月○日	令和○年○月○日	年 月 日	年 月 日
使月	用開始予定	年月	月日	令和 〇年〇月〇日	令和 ○年○月○日	年 月 日	年 月 日
<i>l</i> + ·						-1 -1	-tt-
使				8時~ 18時	8時~ 18時	時~ 時	時~時
ш	1日の使	用用	寺間	10 時間/回	10 時間/回	時間/回	時間/回
用	及び使用	回數	数等	1回/日	1回/日	回/日	回/日
				20 日/月	20 日/月	日/月	日/月
0							
方							
刀	季節	変	動	なし	なし		
法							
14							
				屋内設置(コンクリ	屋内設置(コンクリ		
				ート壁)及び防振架	ート壁)及び防振架		
				台の上に設置。	台の上に設置。		
振	動		Ø				
		١.					
防	止 カ	ヷ	法				

- 備考 1 設置届出の場合には「着手予定年月日」及び「使用開始予定年月日」の欄に、使用届出の場合には「設置年月日」の欄に、変更届出の場合には「設置年月日」、「着手予定年月日」及び「使用開始予定日」の欄にそれぞれ記入してください。
 - 2 変更のある場合は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

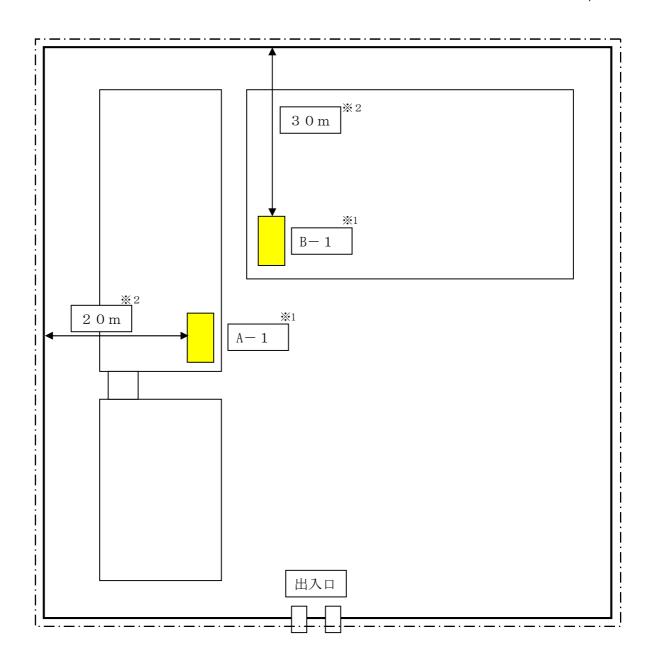
【付近の見取図】



- ※ 以下の施設の敷地境界から 50 m の範囲内に、工場又は事業場がある場合は、以下の施設の敷地境界から周囲 50m の範囲、当該工場又は事業場の敷地境界線及び特定施設の設置位置を明示してください。
 - 学校教育法第1条に規定する学校
 - 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所
 - 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療 所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
 - 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法 律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

【配置図】





- ※1 届出書別紙の施設番号と、配置図内の特定施設の施設番号を一致させてください。
- ※2 敷地境界線までの最短距離を記入します。
- ※3 2階以上に特定施設を設置する場合は、可能な限り立面図を添付してください。

振動規制法に基づく特定施設の 設置に係る届出のフロー図

建築主が工場又は事業場に特定施 設の設置を計画



建築確認申請の必要性



あり

なし



環境共生センターに公害防止事前相談カードを2部提出

詳しくは 公害防止事前相談 に係る記載要領 ※1を参照



特定施設設置届出の事前相談(任意)



相談は環境共生センターまで

環境共生センターに設置届出書を3部提出



設置工事開始日の30日前までに

書類を審査



環境共生センターから届出者へ審 査完了の連絡



環境共生センターにて受理書の交付及び届出書を1部返却



当該特定施設の使用開始後に立入 調査実施